

○山梨市ごみ減量（有価物回収）報奨金交付要綱

平成 17 年 4 月 1 日

告示第 46 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、山梨市における資源の再生利用運動（以下「有価物回収」という。）を促進するため、有価物回収を行う団体等に対し、予算の範囲内で報奨金を交付し、資源の再利用及びごみの減量化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有価物 新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、透明ビン、茶色ビン、その他ビン、リサイクル可能なプラスチック、スチール缶及びその他紙類をいう。
- (2) 団体等 各行政区（以下「行政区」という。）又は育成会、婦人団体、PTA 等で市民により構成され、公益性のあるもの（以下「団体」という。）をいう。

（報奨金の額）

第 3 条 報奨金の額は、有価物の回収量 1 キログラムにつき、交付を受けようとする団体等が行政区の場合は 4 円を、団体の場合は 2 円を乗じて得た額とする。

（報奨金の交付申請）

第 4 条 報奨金の交付を受けようとする団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、山梨市ごみ減量（有価物回収）報奨金交付申請書（様式第 1 号）に回収業者の計量証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

（報奨金の交付決定）

第 5 条 市長は、提出された申請書の内容を審査し、適当と認められたときは、山梨市ごみ減量（有価物回収）報奨金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（報奨金の交付取り消し又は返還）

第 6 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金の交付を取り消し、又は既に交付した報奨金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段によるとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日告示第 58 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 20 日告示第 120 号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 7 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の山梨市ごみ減量(有価物回収)報奨金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱による改正後の山梨市ごみ減量(有価物回収)報奨金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 27 年 12 月 22 日告示第 100 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 1 月 27 日告示第 11 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

山梨市長 様

行政区・団体名

申請者住所

申請者氏名

電話番号

山梨市ごみ減量(有価物回収)報奨金交付申請書

山梨市ごみ減量(有価物回収)報奨金交付要綱第 4 条の規定により、報奨金を交付されたく申請します。

記

1 報奨金交付申請額 金 円

2 報奨金交付基準額 kg× 円= 円

3 報奨金振込先

金融機関 (支店名)	種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
()	普通 ・ 当座		()

4 添付書類 回収業者の計量証明書

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

梨環境第-号

年 月 日

様

山梨市長

山梨市ごみ減量（有価物回収）報奨金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったごみ減量（有価物回収）報奨金について、
次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 報奨金交付決定額 金 〇〇 円
2. 報奨金交付基準額 kg× 円
3. その他 虚偽の申請、不正な手段により交付をうけたものには、
報奨金の返還をさせることができる。
4. 会計課から指定金融口座に振り込みます。
(年 月 日頃を予定しています。)

◇問合せ先◇
山梨市役所 環境課
Tel0553-22-1111 (2253)